

常滑市水道事業告示第1号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を下記のとおり指定したので、同法同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月8日

常滑市水道事業
常滑市長 伊藤 辰 矢



1. 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
2. 指定納付受託者に納付させる収入
水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料
3. 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日